

# 奨学資金を希望する皆さんへ

## 高等学校等奨学生



島根県育英会の奨学資金貸与事業は、向学心をもちながら、経済的理由によって修学が困難と認められる島根県出身の生徒に奨学資金を貸与して、その修学の便を図ることにより、社会に有為な人材の養成に寄与することを目的とするものです。

☆奨学資金は、貸与です。卒業後返還することになります。返還金は、後輩の奨学資金として再び活用されます。奨学資金を希望する人はこの案内書をよく読み、自分の現在・将来の生活設計に基づき申込条件・返還方法等を考えて自分で申込みに必要な書類を書き、自分で申し込んでください。(家計の収入等、家族に相談しなければ書けないところは、よく相談して書いてください。)

公益財団法人 島根県育英会

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階  
TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089  
URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp/>  
メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp

島根県育英会では、学校教育法に定める高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）・高等専門学校（専攻科を除く）・専修学校高等課程に進学後、奨学金の貸与（無利子）を希望する人を対象に、進学前に予約奨学生（奨学生採用候補者）の募集をします。

## 申込みの条件

中学校等の第3学年に在学し、令和4年4月に「高等学校」・「高等専門学校（専攻科を除く）」・「専修学校高等課程」（以下「高等学校等」という）へ進学を希望する人で、学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な島根県出身の生徒。

なお、島根県出身とは、次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合をいいます。

- （1）生徒の住所が島根県内に通算して5年以上ある場合
- （2）父母またはこれに代わる人の住所が島根県内にある場合
- （3）（1）、（2）に準ずるものとして当育英会が特に認めた場合

ただし、日本学生支援機構の奨学金、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金又は就学支度資金、高等学校定時制課程等修学奨励資金並びに特別支援教育就学奨励費との併用はできません。

●専修学校の高等課程については、奨学金の取り扱いを行っていない学校は対象になりません。

## 募集定員 180名程度

## 採用の種類

### 1 予約奨学生

予約奨学生は、高等学校等へ進学を希望する人が応募することができます。令和4年4月に私立の学校へ入学する人は入学支度金の貸与も希望できます。詳細は右ページ「予約奨学生」欄を参照してください。

### 2 予約緊急奨学生

緊急奨学生は、家計負担増を伴う急な進路変更や、生計維持者の失業・病気・死亡又は火災・風水害等で被害を受けたこと等による家計の急変のため、緊急に奨学金の必要性が生じた場合に申請できる制度です。

詳細は右ページ「予約緊急奨学生」欄を参照してください。

## 応募対象・募集期間

区分	予 約 奨 学 生
対象	令和4年4月に高等学校等へ進学を希望する人
募集期間	令和3年9月1日(水)～10月8日(金)〔消印有効〕

※ ただし、在学する中学校の指定する受付締切日までに願書等応募書類を中学校へ提出してください。

## 出願時の提出書類

- ①奨学生願書
- ②所得課税証明書（市町村発行の世帯全員のもの。ただし、就学者、小学生未満は省略可能。）
- ③校長推薦書（推薦事務要領に差し込み…在学している学校が記入。）

## 借りられる金額

### ○ 貸与月額

区 分		国 公 立	私 立
奨 学 金	自 宅 通 学	18,000円	33,000円
	自 宅 外 通 学	23,000円	38,000円
入 学 支 度 金		—	23,100円

注1) 自宅通学・自宅外通学の奨学金の金額は進学した高等学校等への通学実態に即して決定されます。在学中に通学方法が変更になった場合は、実態に即して金額が変更になります。

注2) 入学支度金は、私立学校へ進学し奨学金の貸与を受ける人について、入学時に1回貸与するものです。（国公立学校へ進学する人は申し込みができません。）

## 貸与期間

令和4年4月から高等学校等を卒業するまでの最短修業年限の最終月までです。

## 予約奨学生

### ○応募方法

予約奨学生を希望する人は、この案内の「奨学生願書」と市町村の発行する世帯全員の「令和3年度所得課税証明書（令和2年1月～令和2年12月分の所得及び所得控除の内訳、住民税の課税額等記載のもの）」を在学する中学校へ提出してください。

所得課税証明書：世帯全員のもの（収入のない場合でも証明書が必要です）。ただし、就学者、小学生未満は省略可能。（提出を求める場合もあります）

### ○申込みから決定まで

#### 【中学校在学時】

- ① 予約奨学生の決定は、中学校を通じて提出された奨学生願書等の書類により（公財）島根県育英会選考委員会で、世帯全員の収入額、学習意欲等により選考を行い、奨学生採用候補者を決定します。選考結果は、採用・不採用を問わず、出願者全員に学校を通じてお知らせします。
- ② 採用になると、「採用候補者決定」の通知文書と共に「高等学校等進学届」が交付されます。

#### 【高等学校等進学後】

- ① 採用候補者は、高等学校等へ進学後、中学校在籍時に交付された「高等学校等進学届」を定められた日までに進学先の学校へ提出してください。
- ② 「高等学校等進学届」を提出した後に「奨学生決定通知」「奨学生のしおり」「奨学資金返還誓約書（借用証書）」「預（貯）金口座振替依頼書」が学校を通じて手渡されることにより、正式に奨学生として決定されます。
- ③ 「奨学資金返還誓約書（借用証書）」「預（貯）金口座振替依頼書」に加え、奨学生本人の「住民票」連帯保証人及び保証人の「印鑑登録証明書」（いずれも発行から3か月以内のもの）を定められた期日までに学校へ提出してください。

なお「奨学資金返還誓約書（借用証書）」には必ず連帯保証人（父母等）及び保証人（別生計で65歳以下の人）に、自筆で署名・実印を押印してもらい、提出してください。

この制度は保証人が必要な制度です。

### ○奨学資金の振込

奨学資金は、奨学生本人名義の口座に振り込みます。第1回奨学金の振り込みは、2か月（4月・5月）分をまとめて、5月末頃を予定しています。入学支度金も、第1回目の奨学金とあわせて振り込みます。

## 予約緊急奨学生

### ○応募資格

令和4年度予約奨学生の募集締め切り後に、家計負担増を伴う急な進路変更や、生計維持者の失業等による家計急変のため、緊急に奨学資金の必要性が生じた場合に申込みできます。（※高等学校等へ進学後に応募できる在学奨学生の制度もあります。）

### ○応募方法

予約奨学生に準じます。

ただし、家計急変が理由で申込みの場合、**家計急変の事由がわかる証明書類**を在学する中学校へ提出してください。

### ○申込みから決定まで

予約奨学生に準じます。

### ○奨学資金の振込

予約奨学生に準じます。

## 「令和4年度 高等学校等奨学生願書」 記入上の注意

- ◎ 記入上の注意を参照し、漏れなく記入してください。
- ◎ 連帯保証人および親権者又は後見人の署名欄以外は出願者本人が自筆で記入してください。※父母等の代筆は認めません。
- ◎ 黒ペンまたは黒ボールペンを使用してください。字を消すことができたり、時間の経過により字が消えるボールペンは使用できません。
- ◎ 記入した願書は、コピーを取る等して各自で保管してください。

① 家族状況について、同居・別居を問わず、出願者本人と**同一生計の人を全員記入**してください。

「生計を一にする」とは家計を共有することです。必ずしも同じ屋根の下で暮らしていることとは限りません。

### 《例》別居同一生計の例（要記入）

- ㊦ 父の扶養となっている祖父が介護老人福祉施設に入居。
- ① 一人暮らしの祖母（年金生活）を父が扶養し、生活費や療養費を全面的に負担している。

### 別居生計の例（記入不要）

- ㊦ 就職し、一人暮らししている兄。
- ① 祖父母が両親と同じ敷地内の別棟で居住し、祖父母だけで生計を立てている。
- ㊦ 一人暮らしの祖母がいるが、祖母の生活を父の兄弟姉妹共同で負担している。
- ② 就学者は「就学者」欄に、それ以外は「就学者以外」の欄に記入してください。  
→「就学者」とは、小・中・高校・高専・大学（短大、大学院、放送大学全科履修生、通信教育部含む）・専修学校（高等課程・専門課程）・盲・ろう・養護学校に在学する人です。専修学校一般課程及び各種学校（予備校等）等それ以外の学校に在学する人は「就学者以外」の欄に記入してください。
- ③ 主たる生計維持者には○印を続柄欄につけてください。
- ④ 年齢は申込時現在で記入してください。

## 表面

令和4年度 公益財団法人島根県育英会理事長 様

公益財団法人島根県育英会理事長 様

本人	フリガナ	
	氏名 *自署	
	生年月日	平成 年 月

親権者がそれぞれの欄に各自自署してください。（いないときは一人）です。後見人がいる場合は、

フリガナ	
氏名 *自署	(父) (後見人)
生年月日	昭和・平成 年 月
住所	〒 -
電話番号	(自宅) - - (携帯) - -

このたび、公益財団法人島根県育英会高等学校 また、家庭状況等は下記のとおり相違ありません。

### 1 出身地（該当するすべてに○印）

- ア 本人が島根県内に通算して5年以上居住している
- イ 保護者が現に島根県内に居住している
- ウ その他：具体的に記入

### 3 家族状況 \*注1

就学者以外 *注2	続柄	氏名	年齢	
家族状況				給与地
				給与地
				給与地
				給与地
				給与地
				給与地
就学者	続柄	氏名	年齢	
家族状況	本人			小・中・高
				小・中・高
				小・中・高
				小・中・高
				小・中・高
				小・中・高

該当するときは○印

1 家族に島根県育英会の制度を利用した人が

根県育英会高等学校等奨学生願書（予約・緊急）

住所	〒 - - - - -		
電話番号	(自宅) - - - - -	(携帯) - - - - -	
日生	学校名	中学校 学校	

該当に○印

「本人」および「親権者又は後見人」欄はそれぞれ自筆で記入してください。同じ筆跡は認めません。現住所は住民票記載の住所を記入してください。記入を誤った場合は、二重線を引き、余白に正しく書きなおしてください→④修正液・修正テープの使用は認めません。

親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親（いずれかが後見人が自署してください）

親権者又は後見人			
フリガナ	氏名 (母)		
④	*自署		④
日生	生年月日	昭和・平成	年 月 日生
	住所	〒 - - - - -	
	電話番号	(自宅) - - - - -	(携帯) - - - - -

朱肉を使用しない印（スタンプ印・シャチハタ等）は認めません。

等奨学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申込みます。

記

2 貸与を受けようとする奨学資金（該当に○印）

ア 奨学金	
イ 入学支度金	

入学支度金は、私立学校へ進学し奨学金の貸与を受ける人で希望者には、入学時に1回貸与します。志望校がはっきりしない人は空欄でもかまいません。高校へ入学後再度調査します。

ている }  
}

収入の種類	就労の有無	家族との居住
収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居

家族（生活の本拠地）と同居又は別居のうち該当するものに○印をつけてください。

学校等の種類	設置者別	通学形態別
高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外

学校等の種類、設置者別、通学形態別等記入もれのないよう、○印をつけてください。

がある。（大学生等を対象とした事業を含む） ア いる イ いない

兄弟等世帯人員の多い場合は、選考の際、控除の対象となる場合があります。

奨学資金の貸与を希望する理由をくわしく記入してください。下記の〈例〉㉠～㉤に該当すると、所得控除の対象となる場合があります。

よく読んで、特記事項欄に記入し、**証明書類を添付**してください。

〈例〉

- ㉠ 障がいのある人のいる世帯
- ㉡ 長期に療養を要する人のいる世帯
- ㉢ 主たる生計維持者が別居している世帯
- ㉣ 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯
- ㉤ 令和3年1月以降の就職・転職・退職・失業

年金収入者の人で市町村発行の所得課税証明書に金額の表示がない場合は、年金の金額がわかる書類が必要となります。

参考

区 分	証 明 書 等	発 行 所
障がいのある人のいる世帯	・障害者手帳のコピー・介護保険被保険者証のコピー	・市町村役場
長期療養者のいる世帯（6か月以上の療養）	・領収書のコピー等（健康保険等により医療給付を受けた金額または損害補償等により補填された金額については対象外）	・当該病院等
主たる生計維持者が単身赴任等で別居している場合	・住民票抄本等	・市町村役場
災害等の被害を受けた世帯	・罹災証明書	・市町村役場
令和3年1月以降に就職・転職した者	給与外所得者の場合 ・確定申告書（控）のコピー	} いずれか一つ ・勤務先
	給与所得者の場合 ・年収見込証明書 ・月収証明書	
令和3年1月以降に退職した者及び退職予定者	・退職（予定）証明書	・勤務先
失業者	・雇用保険受給資格者証のコピー	・公共職業安定所
年金収入者	・氏名・金額の分かる通知書等のコピー	・日本年金機構

（注）緊急奨学生申込者のみ記入してください。

保証人が必要な制度です。必ず記入してください。

## 4 特記事項 経済的な理由により修学が困難であると思われる理由を詳しく記入してください。

(緊急奨学生申込者の場合は、特に具体的に記入してください。) \*注3

--

\*注1 同居・別居を問わず生計を一にする方全員を記入し、全員（収入なしの証明も必要です）の令和3年度の所得課税証明書を添付してください。ただし、就学者、小学生未満は省略可能です。家族のうち「主たる生計維持者」は、「続柄」欄に○印をしてください。

\*注2 「家族との居住」については、家族（生活の本拠地）と同居又は別居のうち該当するものに○印をしてください。

\*注3 収入の認定において、家族または家計に特別な事情がある場合は、所得控除の対象となる場合があります。この所得控除を希望される人は、それらの事実を記載し、事実を証明する書類を添付してください。『「高等学校等奨学生願書」記入上の注意』を参照

緊急奨学生記入欄	申込み理由（該当するものを○で囲む。複数選択可。）
	1 家計負担増を伴う急な進路変更の為 <input type="checkbox"/> 進路変更後の学校名（ <input type="checkbox"/> )
	2 家計急変の事由（該当するものを○で囲む。複数選択可。）
	ア 主たる生計維持者が会社の倒産等により解雇又は早期退職 イ 主たる生計維持者が死亡又は主たる生計維持者との離別 ウ 主たる生計維持者が破産 エ 家族が病気、事故により著しく支出が増大又は収入が減少 オ 火災、風水害、震災等の災害により著しく支出が増大又は収入が減少 カ 上記以外で緊急奨学生としてふさわしいと在学校長の推薦を得た場合（学校長名の推薦状が必要）
3 事由の生じた年月	年 月

## 5 連帯保証人及び保証人について

連帯保証人は本人の父母またはこれに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者を記入してください。

連帯保証人	フリガナ		住	〒	-
	氏名 *自署		所	☎(自宅)	- - (携帯) - -
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	本人との関係		

保証人は連帯保証人とは生計が別で独立した生計を営む65歳以下（令和4年4月1日現在）の成年者を記入してください。（連帯保証人と同一住所、学生、66歳以上の人は保証人になれません。）

※保証人を記入する前に必ず事前にその方の承諾を得る必要があります。ここに記入した保証人は、奨学資金返還誓約書（借用証書）に届出済保証人として印字されます。住所、生年月日等を確認のうえ記入してください。奨学資金返還誓約書（借用証書）の提出にあたっては、その方の署名・実印押印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

保証人	フリガナ		住	〒	-
	氏名		所	☎(自宅)	- - (携帯) - -
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	本人との関係		

この願書に記載されている個人情報については、島根県育英会の奨学資金業務のためにのみ利用するものであってその他の目的に使用することはありません。なお、採用・不採用にかかわらず提出された書類は返却しません。

## 貸与が終了した時は

奨学資金の貸与終了時に「貸与奨学資金返還確認票」が交付されます。交付されましたら、借入金額、貸与の状況、返還について（返還計画、返還口座等）、奨学生本人、連帯保証人、保証人の住所、連絡先等の記載事項に変更がないかを確認してください。連帯保証人及び保証人にも必ず確認してもらってください。変更がある場合は、速やかに学校に申し出てください。

奨学資金は、みなさんからの返還金を直ちに後輩の奨学資金として貸与しており、循環する仕組みとなっています。**返還計画どおり必ず返還してください。**

### 【返還するには】

- 卒業後、半年を経過した翌月から、下記の取扱金融機関の口座振替により返還していただきます。  
**〈取扱金融機関〉 ゆうちょ銀行・山陰合同銀行・島根銀行・しまね信用金庫・島根中央信用金庫・日本海信用金庫・西中国信用金庫・島根県農業協同組合・島根益田信用組合**
- 返還方法は、毎月（月賦）均等払いと、月賦＋半年賦の方法があり、返還誓約書提出時に選択・決定していただきます。
- 卒業後、大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程または専門課程に在学している期間は、願出により、最短の卒業予定年月まで返還が猶予されます。なお、専修学校の一般課程、学校教育法に規定されない、予備校や補習科、高等技術校、農林大学校、ポリテクカレッジ等猶予できない学校もあります。

## 高等学校等奨学資金返還計画の例示（3年間の貸与を受けた場合）

### 1 貸与額

区 分		貸与月額等	貸 与 総 額		
国公立	自 宅	18,000円	A	648,000円	
	自 宅 外	23,000円	B	828,000円	
私 立	自 宅	33,000円	C	1,188,000円	
	自 宅 外	38,000円	D	1,368,000円	
	入学支度金	23,100円	E	自宅	1,211,100円
			F	自宅外	1,391,100円

### 2 返 還 額（一般的な返還のパターン）

区分	月 賦		月 賦 + 半 年 賦			返還期間
	毎月返還額	最終月返還額	毎月返還額	半年(7月・12月)返還額	最終月返還額	
A	6,000円 (108回)	—	5,000円 (90回)	11,000円 (18回)	—	9年(108回)
B	7,000円 (118回)	2,000円	6,000円 (99回)	11,700円 (20回)	—	9年11月(119回)
C	9,000円 (132回)	—	8,000円 (110回)	14,000円 (22回)	—	11年(132回)
D	10,000円 (136回)	8,000円	9,000円 (113回)	15,000円 (23回)	6,000円	11年5月(137回)
E	9,000円 (134回)	5,100円	8,000円 (112回)	14,000円 (22回)	7,100円	11年3月(135回)
F	10,000円 (139回)	1,100円	9,000円 (117回)	14,700円 (23回)	—	11年8月(140回)



願書記入日：令和 年 月 日

令和4年度 公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学生願書（予約・緊急）

公益財団法人島根県育英会理事長 様

本人	フリガナ		住	〒 -	
	氏名 *自署		所	☎(自宅) - - (携帯) - -	
	生年月日	平成 年 月 日生	学校名	中学校 学校	

親権者がそれぞれの欄に各自自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親（いずれかがいないときは一人）です。後見人がいる場合は、後見人が自署してください。

親権者又は後見人						
フリガナ				フリガナ		
氏名 *自署	(父) (後見人) ㊦			氏名 *自署	(母) ㊦	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生			生年月日	昭和・平成 年 月 日生	
住所	〒 -			住所	〒 -	
電話番号	(自宅) - - (携帯) - -			電話番号	(自宅) - - (携帯) - -	

このたび、公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申込みます。  
また、家庭状況等は下記のとおり相違ありません。

記

1 出身地（該当するすべてに○印）

ア 本人が島根県内に通算して5年以上居住している  
イ 保護者が現に島根県内に居住している  
ウ その他：具体的に記入

{ }

2 貸与を受けようとする奨学資金（該当に○印）

ア 奨学金  
イ 入学支度金

3 家族状況 \*注1

就学者以外	続柄	氏名	年齢	収入の種類	就労の有無	家族との居住
*注2 家族状況				給与収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
				給与収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
				給与収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
				給与収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
				給与収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
				給与収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
				給与収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
就学者	続柄	氏名	年齢	学校等の種類	設置者別	通学形態別
家族状況	本人			小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外

該当するときは○印

1 家族に島根県育英会の制度を利用した人がいる。（大学生等を対象とした事業を含む） ア いる イ いない

（キリトリ）

4 特記事項 経済的な理由により修学が困難であると思われる理由を詳しく記入してください。

(緊急奨学生申込者の場合は、特に具体的に記入してください。) \*注3

\*注1 同居・別居を問わず生計を一にする方全員を記入し、全員（収入なしの証明も必要です）の令和3年度の所得課税証明書を添付してください。ただし、就学者、小学生未満は省略可能です。家族のうち「主たる生計維持者」は、「続柄」欄に○印をしてください。

\*注2 「家族との居住」については、家族（生活の本拠地）と同居又は別居のうち該当するものに○印をしてください。

\*注3 収入の認定において、家族または家計に特別な事情がある場合は、所得控除の対象となる場合があります。この所得控除を希望される人は、それらの事実を記載し、事実を証明する書類を添付してください。『「高等学校等奨学生願書」記入上の注意』を参照

緊急奨学生記入欄	申込み理由（該当するものを○で囲む。複数選択可。）	
	1 家計負担増を伴う急な進路変更の為	進路変更後の学校名（ ）
	2 家計急変の事由（該当するものを○で囲む。複数選択可。）	
	ア 主たる生計維持者が会社の倒産等により解雇又は早期退職 イ 主たる生計維持者が死亡又は主たる生計維持者との離別 ウ 主たる生計維持者が破産 エ 家族が病気、事故により著しく支出が増大又は収入が減少 オ 火災、風水害、震災等の災害により著しく支出が増大又は収入が減少 カ 上記以外で緊急奨学生としてふさわしいと在学校長の推薦を得た場合（学校長名の推薦状が必要）	
3 事由の生じた年月		年 月

5 連帯保証人及び保証人について

連帯保証人は本人の父母またはこれに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者を記入してください。

連帯保証人	フリガナ		住所	〒	-	
	氏名 *自署			☎(自宅)	- -	(携帯)
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	本人との関係			

保証人は連帯保証人とは生計が別で独立した生計を営む65歳以下（令和4年4月1日現在）の成年者を記入してください。（連帯保証人と同一住所、学生、66歳以上の人は保証人になれません。）

※保証人を記入する前に必ず事前にその方の承諾を得る必要があります。ここに記入した保証人は、奨学資金返還誓約書（借用証書）に届出済保証人として印字されます。住所、生年月日等を確認のうえ記入してください。奨学資金返還誓約書（借用証書）の提出にあたっては、その方の署名・実印押印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

保 証 人	フリガナ		住所	〒	-	
	氏名			☎(自宅)	- -	(携帯)
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	本人との関係			

この願書に記載されている個人情報については、島根県育英会の奨学資金業務のためにのみ利用するものであってその他の目的に使用することはありません。なお、採用・不採用にかかわらず提出された書類は返却しません。